

# 特定非営利活動法人 こころの応援団 会員規約

<定款より一部抜粋>

## 第1章 総則

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 こころの応援団 と称する。

第2条 この法人は、事務所を 群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1514番地1に置く。

第3条 この法人は、障害者も健常者も偏見や差別なく地域住民として協力可能な社会の構築に努めることを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
特定非営利活動に係る事業

精神障害者作業所への参加協力事業  
地域保健事業への参加協力事業  
精神障害者デイケアへの参加協力事業  
精神障害者宅への訪問事業  
心の電話相談事業  
サロン事業  
心の病気の啓蒙活動事業  
精神保健福祉ボランティア講座開催事業  
精神障害に係わる勉強会等の開催事業  
災害時支援事業  
上記事項に関する情報提供活動事業  
その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

第7条 会員の入会については、この法人の趣旨を理解し賛同する者とする。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第 10 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

( 1 ) この法人の定款、規則等に違反したとき。

( 2 ) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 附 則

1 定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

( 1 ) 正会員 年会費 1,000 円

( 2 ) 賛助会員 年会費 10,000 円

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。